

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例
- 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 公布した条例の解説

人事課

〃

税務課

観光課

耕地課

住宅課

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項第二号中「第七項」を「附則第八項第二号」に改める。

附則第七項から第九項までを削り、附則第十項中「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」を加え、同項を附則第七項とし、附則に次の見出し及び三項を加える。

（東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例）

8 第二十三条第一項及び附則第四項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言があつた場合で、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する同法第二条第四号に規定する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

9 前項の手当の額は、作業一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 四万円以内で人事委員会規則で定める額

二 前項第一号に掲げる作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円以内で人事委員会規則で定める額

三 前項第二号に掲げる作業 一万円以内で人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

10 警察職員が著しく異常かつ激甚な非常災害であつて当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項の規定により緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第三十三条第一項第十号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十二号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「日まで」を「日（以下「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当して当該子が二歳に達する日までの間に育児休業をする場合にあつては、二歳に達する日）まで」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳六か月到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条第一号」を加え、同条第三号中「が一歳六か月に達する日」を「が一歳六か月到達日」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日（当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において県等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第五号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一

項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（次条及び第十一条第六号において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第六号中「場合」を「場合又は第二条の四に規定する場合」に改める。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第六号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例

農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例（昭和四十七年岡山県条例第四号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例第二条第一項の規定の適用を受けた者に係る事業税について、この条例の施行後に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の規定により更正をする場合における課税免除の額の算定については、なお従前の例による。

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県産業労働関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行業法第二十四条第一項の規定による旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査 一万五千二十円

第四条第一項中「第二条第十一号」を「第二条第十二号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特例)

2 この条例の施行の前日に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）附則第四条の規定により通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）第一条の規定による改正後の旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第五条第二項の規定に基づく同法第二条の規定による改正後の旅行業法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十三条の規定による旅行サービス手配業の登録に関する準備として行う当該登録の申請に対する審査については、この条例による改正後の岡山県産業労働関係手数料徴収条例（以下「新条例」という。）第二条第八号に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例第二条、第三条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について適用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該登録の申請に対する審査については、新条例第二条の規定にかかわらず、同条第八号の手数料は、徴収しない。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十五号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「各市町村」の下に「（岡山市を除く。）」を加え、同表の五十六の項エ中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改める。

附則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第一の一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六十六号中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同項第九十号の二の次に次の二号を加える。

九十の三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十

二号)第八条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査

次に掲げる住戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一戸のもの 六千八百円
 - ロ 二戸以上四戸以下のもの 七千七百元
 - ハ 五戸以上九戸以下のもの 九千四百円
 - ニ 十戸以上十九戸以下のもの 一万千円
 - ホ 二十戸以上二十九戸以下のもの 一万千七百円
 - ヘ 三十戸以上三十九戸以下のもの 一万二千四百円
 - ト 四十戸以上四十九戸以下のもの 一万三千円
 - チ 五十戸以上九十九戸以下のもの 一万五千三百円
 - リ 百戸以上のもの 一万九千四百円
- 九十の四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十二条第三項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更(同法第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の住戸を加えたものに限る。)の登録に係る審査 次に掲げる加えた住戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 四戸以下のもの 千五百円
 - ロ 五戸以上九戸以下のもの 三千二百円
 - ハ 十戸以上十九戸以下のもの 四千九百元
 - ニ 二十戸以上二十九戸以下のもの 五千五百円
 - ホ 三十戸以上三十九戸以下のもの 六千二百円
 - ヘ 四十戸以上四十九戸以下のもの 六千九百元
 - ト 五十戸以上九十九戸以下のもの 九千円
 - チ 百戸以上のもの 一万三千二百円

附 則

この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十九年法律第二十四号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
ただし、第二条第一項第六十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するため
の作業に従事した職員に対して、国家公務員に準じて特殊勤務手当を支給することとする等所要の
改正を行ったものである。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、非常勤職員がその養育する子が二歳に
達する日まで育児休業をすることができる場合を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例について

農村地域工業等導入促進法の一部改正に鑑み、農村地域工業等導入指定地区における県税の特例
に関する条例を廃止したものである。

◎ 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

旅行業法の一部改正により旅行サービス手配業の登録の制度が導入されたことに鑑み、当該登録
の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

土地改良法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正により住宅確保要配慮
者円滑入居賃貸住宅事業の登録の制度が導入されたことに鑑み、当該登録の申請に対する審査に係
る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。